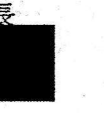


様式第32号(その1)

予 算 執 行 伺 (本庁)

知事 副知事 会計管理者				決 裁 欄	
総務部長 次長 財政課長 補佐 係長					
      				(起案者)	
				TEL 862-0110 (内線)	
起 案	平成30年2月8日		決 裁	平成 30 年 2 月 14 日	
平 成 29 年 / 度	会 計 (特別会計名) 一 般 特 別		款 警 察 費	項 警察管理費	目 警察本部費 運営活動費
節 (細節)	補償、補填及び賠償金 賠償金		予 算 残 額 ¥322,000	支出の方法(該当を○で囲む) 精算払 資金前渡、概算払、前 金払、繰替払、委託、部分払	
予算執行の内容 損害賠償請求事件の賠償金支払いの予算執行について					
みだしのことについて、下記のとおり予算執行してよろしいでしょうか。					
記					
1 執行理由		損害賠償請求訴訟に関し、原告に賠償金を支払うため			
2 執行予定額		¥319,849 (別紙のとおり)			
3 予算状況					
(1) 配当予算額		¥322,000			
(2) 支出負担行為済額		¥0			
(3) 執行予定額		¥319,849			
(4) 執行後残額		¥2,151			

別 紙

賠償金 300,000 円

利息計算 年利 5% 支払日 平成30年2月28日

H28. 11. 3 ~ H29. 11. 2 300,000 × 5% = 15,000 //

H29. 11. 3 ~ H30. 2. 28 H29. 11. 3 ~ H29. 11. 30 28 日 //

H29. 12. 1 ~ H29. 12. 31 31 日 //

H30. 1. 1 ~ H30. 1. 31 31 日 //

H30. 2. 1 ~ H30. 2. 28 28 日 //

計 118 日

$$300,000 \times 5\% \times \frac{118 \text{ 日}}{365 \text{ 日}} = 4,849.32\cdots \approx 4,849 //$$

支払金額 300,000 + 15,000 + 4,849 = 319,849 円 //

会計事務の手引

(平成29年2月改訂版)

沖縄県出納事務局

2.2 補償、補填及び賠償金

(説明)

県の違法行為により、相手方に与えた損失の補償金、県がこうむった欠損の補償金及び県の違法行為により与えた損害の賠償金である。

補償金

県の違法な公務の執行により特定の者に財産上、精神上の損害を与えた場合その損失を償うために要する経費。

- ・法令に基づき、他人の土地、建物、土石、竹木等を使用、取用又は処分し、損失を与えた場合の損失補償（災害対策基本法82、土地改良法122、河川法22、道路法69、土地収用法71等）
- ・用地取得に伴い、契約によって行う家屋移転補償、営業補償、使用補償、農業補償、取得補償、立木補償等

- また、県が公益上必要がある場合に特定人に対して行なう債務の補償に要する経費
- ・政府又は地方公共団体は、会社その他の法人の債務については、保証契約をすることができない（法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律3）。

補填金

県がこうむった欠損について、当該費目に補うために支出する経費

(1) 欠損補填金

- ・議会の議決を経た、金銭債権等の権利放棄（法96(1)⑩）による欠損補填
- ・貸付金、出資金等の債権の免除（令171の7）による欠損補填
- ・職員賠償責任の免除（法243の2(4)）による欠損補填等

(2) 繰上充用金

- ・県は、会計年度経過後にいたって歳入が歳出に不足するときは、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てることができる。この場合、そのために必要な額を翌年度の歳入歳出予算に編入しなければならぬとされている（令166の2）。

賠償金

県が公務の執行に当たって違法な行為により他人の権利又は利益を侵害した場合に、その損害を補填するために要する経費

(1) 公法上の賠償金

- ・県の公権力の行使に当たる職員が、その職務を行ううえで、故意又は過失により違法に他人に損害を与えたとき、あるいは公の施設の設置又は管理に瑕疵があったことにより他人に損害を与えたとき、県がその責任を負い賠償する経費（国家賠償法1、2）

(2) 私法上の賠償金

- ・県が私人と対等の立場において、違法に他人の権利を侵害し、損害を与え、その損害を補填するために要する経費

a 交通事故による賠償金

b 県の契約不履行によって与えた損害の賠償金等

※ 法律上その義務に属する損害賠償の額の決定については議会の議決を必要とする（法96(1)⑬）。判決により確定した損害賠償の額については議会の議決は不要である（昭36.11.27行実）。

(地区分上の留意事項)

- (1) 他会計の欠損補填のために支出する経費は、「編出金」から支出される。
- (2) 訴訟費用及び訴訟に際しての供託金の支出科目は、本節が適当である。